

2022年10月19日

各 位

管理会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 有田 浩之  
問合せ先 法務部 猪浦 純子  
(TEL. 03-6703-7940)

## 上場ETFの約款変更のお知らせ

ブラックロック・ジャパン株式会社を管理会社とする上場ETFについて、下記の通り約款変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. ファンド名称（銘柄コード）

i シェアーズ・コア日経 225 ETF	(1 3 2 9)
i シェアーズ JPX400 ETF	(1 3 6 4)
i シェアーズ・コア TOPIX ETF	(1 4 7 5)
i シェアーズ・コア Jリート	(1 4 7 6)
i シェアーズ MSCI 日本株最小分散 ETF	(1 4 7 7)
i シェアーズ MSCI ジャパン高配当利回り ETF	(1 4 7 8)
i シェアーズ 設備・人材投資 ETF	(1 4 8 3)

#### 2. 変更の内容

- (1) 対象指数の変更をいたします。
- (2) 追加設定・交換申込不可日を変更します。
- (3) その他文言整備のための変更をいたします。

当約款変更の内容の詳細については、別紙の新旧対照表をご参照ください。

#### 3. 変更の理由

- (1) ファンドの運用成果をより適切に開示するため、「配当込み指数」に対象指数を変更します。
- (2) 追加設定・交換申込日について見直しを行い、対象指数構成銘柄の併合、分割等による当該銘柄の上場廃止に伴い発生する申込不可日については、申込受付が可能であると判断されたため、該当箇所を変更いたします。
- (3) その他文言整備をします。

#### 4. 約款変更と書面決議の手続き等

当約款変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面決議は行いません。

#### 5. 変更の日程

約款変更の届出日	2022年11月9日
約款変更日	2022年11月10日

追加型証券投資信託 「i シェアーズ・コア 日経 225 ETF」

新	旧
<p>i シェアーズ・コア 日経 225 ETF の運用の基本方針 (省略)</p> <p>1. 基本方針</p> <p>① この投資信託は、主として日経平均トータルリターン・インデックス（以下「対象指数」といいます。）に採用されている銘柄の株式に投資することにより、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指します。 (以下、省略)</p>	<p>i シェアーズ・コア 日経 225 ETF の運用の基本方針 (省略)</p> <p>1. 基本方針</p> <p>① この投資信託は、主として日経平均株価（以下「対象指数」といいます。）に採用されている銘柄の株式に投資することにより、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指します。 (以下、省略)</p>
<p><b>【当初の受益者】</b></p> <p>第9条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、第18条に規定する指定参加者および指定参加者が指定するこの信託の受益権の取得申込を行う者とし、第10条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第16条に定める取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じるポートフォリオ・コンポジション・ファイル（1クリエイション・ユニット（当該追加投資信託に係る委託者が指定する一定口数をさします。以下同じ。）相当の口数を取得するために必要な、日経平均トータルリターン・インデックス（以下、「対象指数」といいます。）を構成する各銘柄の株式として委託者が指定するものに相当する株式および金銭。以下総称して「PCF」といいます。）の委託者への受渡または支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</p>	<p><b>【当初の受益者】</b></p> <p>第9条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、第18条に規定する指定参加者および指定参加者が指定するこの信託の受益権の取得申込を行う者とし、第10条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第16条に定める取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じるポートフォリオ・コンポジション・ファイル（1クリエイション・ユニット（当該追加投資信託に係る委託者が指定する一定口数をさします。以下同じ。）相当の口数を取得するために必要な、対象指数を構成する各銘柄の株式として委託者が指定するものに相当する株式および金銭。以下総称して「PCF」といいます。）の委託者への受渡または支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</p>
<p><b>【当初受益権の価額】</b></p> <p>第11条 当初信託設定時に発行される受益権の価額は、1口につき信託契約締結の前営業日の日経平均株価の終値に1円を乗じた金額の1円未満を四捨五入した額とします。</p>	<p><b>【当初受益権の価額】</b></p> <p>第11条 当初信託設定時に発行される受益権の価額は、1口につき信託契約締結の前営業日の日経平均株価（以下「対象指数」といいます。）の終値に1円を乗じた金額の1円未満を四捨五入した額とします。</p>

新	旧
<p>－ 運用の基本方針 －</p>	<p>－ 運用の基本方針 －</p>
<p>(省略)</p> <p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、主として <u>JPX 日経 400 (配当込み)</u> (以下「対象指数」といいます。) に採用されている銘柄の株式に投資することにより、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指します。</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 (省略)</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① (省略)</p> <p>② 次の場合には、組入銘柄の調整を行なう場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象指数採用銘柄に変更または採用銘柄の <u>指数採用株数</u> の修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合</li> <li>・対象指数の計算方法が変更された場合</li> <li>・この投資信託における追加信託、交換が行なわれた場合</li> <li>・その他、委託者が、当該運用方針に沿った運用を達成するために必要と認めた場合</li> </ul> <p>なお、調整の過程で余裕資金が発生した場合には、株式に投資するまでの間、コール・ローンなどによって運用する場合があります。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、主として <u>JPX 日経インデックス 400</u> (以下「対象指数」といいます。) に採用されている銘柄の株式に投資することにより、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指します。</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 (省略)</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① (省略)</p> <p>② 次の場合には、組入銘柄の調整を行ないます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象指数採用銘柄に変更または採用銘柄の <u>指数構成比率</u> の修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合</li> <li>・対象指数の計算方法が変更された場合</li> <li>・この投資信託における追加信託、交換が行なわれた場合</li> <li>・その他、委託者が、当該運用方針に沿った運用を達成するために必要と認めた場合</li> </ul> <p>なお、調整の過程で余裕資金が発生した場合には、株式に投資するまでの間、コール・ローンなどによって運用する場合があります。</p> <p>(以下、省略)</p>
<p>[当初の受益者]</p> <p>第8条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、第17条に規定する指定参加者および指定参加者が指定するこの信託の受益権の取得申込を行なう者とし、第9条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第16条に定める取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じるポートフォリオ・コンポジション・ファイル（1クリエイション・ユニット（当該追加投資信託に係る委託者が指定する一定口数をさします。以下同じ。）相当の口数を取得す</p>	<p>[当初の受益者]</p> <p>第8条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、第17条に規定する指定参加者および指定参加者が指定するこの信託の受益権の取得申込を行なう者とし、第9条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第16条に定める取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じるポートフォリオ・コンポジション・ファイル（1クリエイション・ユニット（当該追加投資信託に係る委託者が指定する一定口数をさします。以下同じ。）相当の口数を取得す</p>

<p>るために必要な、<u>JPX日経400（配当込み）</u>（以下、「<u>対象指数</u>」といいます。）を構成する各銘柄の株式として委託者が指定するものに相当する株式および金銭。以下総称して「PCF」といいます。）の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</p>	<p>るために必要な、<u>対象指数</u>を構成する各銘柄の株式として委託者が指定するものに相当する株式および金銭。以下総称して「PCF」といいます。）の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</p>
<p>[当初受益権の価額] 第10条 当初信託設定時に発行される受益権の価額は、1口につき信託契約締結の前営業日のJPX日経インデックス400の終値に1円を乗じた金額の1円未満を四捨五入した額とします。</p>	<p>[当初受益権の価額] 第10条 当初信託設定時に発行される受益権の価額は、1口につき信託契約締結の前営業日のJPX日経インデックス400（以下「<u>対象指数</u>」といいます。）の終値に1円を乗じた金額の1円未満を四捨五入した額とします。</p>
<p>[受益権の設定に係る受託者の通知] 第16条 受託者は、信託契約締結時に係るPCFについて、受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行なわれた旨を通知するものとします。 ② （省略）</p>	<p>[受益権の設定に係る受託者の通知] 第16条 受託者は、信託契約締結時に係るPCFについて、受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行なわれた旨の通知するものとします。 ② （省略）</p>
<p>[受益権の申込単位および申込価額] 第17条 （省略） ②～⑥ （省略） ⑦ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。この場合は、PCFを提示しません。 1. 第38条に定める計算期間終了日の前営業日（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間） 2. 委託者が、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき 3. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間 4. 対象指数構成銘柄の変更実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間 (削除)</p>	<p>[受益権の申込単位および申込価額] 第17条 （省略） ②～⑥ （省略） ⑦ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。この場合は、PCFを提示しません。 1. 第38条に定める計算期間終了日の前営業日（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間） 2. 委託者が、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき 3. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間 4. 対象指数構成銘柄の変更実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間 5. <u>対象指数構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該株式移転および合併等に伴</u></p>

<p>5. 対象指数構成銘柄の売買停止日</p> <p>6. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>7. 前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>(以下、省略)</p>	<p><u>う新規銘柄の対象指数への採用日の翌営業日までの間</u></p> <p>6. 対象指数構成銘柄の売買停止日</p> <p>7. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>8. 前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>(以下、省略)</p>
<p>[交換請求]</p> <p>第46条 (省略)</p> <p>②～④ (省略)</p> <p>⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として次の各号の期日および期間については、受益権の交換請求に応じないことがあります。その場合は、PCFを提示しません。</p> <p>1. 第38条に定める計算期間終了日の前営業日(ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間)</p> <p>2. 委託者が、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>3. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間</p> <p>4. 対象指数構成銘柄の変更実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間</p> <p>(削除)</p> <p>5. 対象指数構成銘柄の売買停止日</p> <p>6. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>7. 前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>[交換請求]</p> <p>第46条 (省略)</p> <p>②～④ (省略)</p> <p>⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として次の各号の期日および期間については、受益権の交換請求に応じないことがあります。その場合は、PCFを提示しません。</p> <p>1. 第38条に定める計算期間終了日の前営業日(ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間)</p> <p>2. 委託者が、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>3. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間</p> <p>4. 対象指数構成銘柄の変更実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間</p> <p>5. <u>対象指数構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の翌営業日までの間</u></p> <p>6. 対象指数構成銘柄の売買停止日</p> <p>7. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>8. 前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>(以下、省略)</p>

新	旧
<p>－ 運用の基本方針 －</p>	<p>－ 運用の基本方針 －</p>
<p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、主として<u>TOPIX（配当込み）</u>（以下「対象指数」といいます。）に採用されている銘柄の株式に投資することにより、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指します。</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(2)投資態度</p> <p>① (省略)</p> <p>② 次の場合には、組入銘柄の調整を行なう場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象指数採用銘柄に変更または採用銘柄の<u>指数採用株数</u>の修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合</li> <li>・対象指数の計算方法が変更された場合</li> <li>・この投資信託における追加信託、交換が行なわれた場合</li> <li>・その他、委託者が、当該運用方針に沿った運用を達成するために必要と認めた場合</li> </ul> <p>なお、調整の過程で余裕資金が発生した場合には、株式に投資するまでの間、コール・ローンなどによって運用する場合があります。</p> <p>③、④ (省略)</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、主として<u>東証株価指数（TOPIX）</u>（以下「対象指数」といいます。）に採用されている銘柄の株式に投資することにより、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指します。</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(2)投資態度</p> <p>① (省略)</p> <p>② 次の場合には、組入銘柄の調整を行ないます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象指数採用銘柄に変更または採用銘柄の<u>指数構成比率</u>の修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合</li> <li>・対象指数の計算方法が変更された場合</li> <li>・この投資信託における追加信託、交換が行なわれた場合</li> <li>・その他、委託者が、当該運用方針に沿った運用を達成するために必要と認めた場合</li> </ul> <p>なお、調整の過程で余裕資金が発生した場合には、株式に投資するまでの間、コール・ローンなどによって運用する場合があります。</p> <p>③、④ (省略)</p>
<p>[当初の受益者]</p> <p>第8条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、第17条第1項に規定する指定参加者および指定参加者が指定するこの信託の受益権の取得申込を行なう者とし、第9条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第16条に定める取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じるポートフォリオ・コンポジション・ファイル（1クリエイション・ユニット（当該追加投資信託に係る委託者が指定する一定口数をさします。以下同じ。）相当の口数を取得するために必要な、<u>TOPIX（配当込み）</u>（以下「対象指数」といいます。）を構成する各銘柄の株式として委託者が指定するもの</p>	<p>[当初の受益者]</p> <p>第8条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、第17条第1項に規定する指定参加者および指定参加者が指定するこの信託の受益権の取得申込を行なう者とし、第9条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第16条に定める取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じるポートフォリオ・コンポジション・ファイル（1クリエイション・ユニット（当該追加投資信託に係る委託者が指定する一定口数をさします。以下同じ。）相当の口数を取得するために必要な、<u>対象指数</u>を構成する各銘柄の株式として委託者が指定するものに相当する株式および金銭。以下総称して「PCF」</p>

<p>に相当する株式および金銭。以下総称して「PCF」といいます。)の委託者への受渡または支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</p>	<p>といいます。)の委託者への受渡または支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</p>
<p>[当初受益権の価額] 第10条 当初信託設定時に発行される受益権の価額は、1口につき信託契約締結の前営業日の東証株価指数(TOPIX)の終値に1円を乗じた金額の1円未満を四捨五入した額とします。</p>	<p>[当初受益権の価額] 第10条 当初信託設定時に発行される受益権の価額は、1口につき信託契約締結の前営業日の東証株価指数(TOPIX) <u>(以下「対象指数」といいます。)</u>の終値に1円を乗じた金額の1円未満を四捨五入した額とします。</p>
<p>[受益権の設定に係る受託者の通知] 第16条 受託者は、信託契約締結時に係るPCFについて、受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行なわれた旨を通知するものとします。 ② (省略)</p>	<p>[受益権の設定に係る受託者の通知] 第16条 受託者は、信託契約締結時に係るPCFについて、受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行なわれた旨の通知するものとします。 ② (省略)</p>
<p>[受益権の申込単位および申込価額] 第17条 (省略) ②～⑥ (省略) ⑦ 第5項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。この場合は、PCFを提示しません。 1. 第39条に定める計算期間終了日の前営業日(ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間) 2. 委託者が、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき 3. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間 4. 対象指数構成銘柄の変更実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間 (削除) <u>5.</u> 対象指数構成銘柄の売買停止日 <u>6.</u> この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 <u>7.</u> 前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき (以下、省略)</p>	<p>[受益権の申込単位および申込価額] 第17条 (省略) ②～⑥ (省略) ⑦ 第5項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。この場合は、PCFを提示しません。 1. 第39条に定める計算期間終了日の前営業日(ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間) 2. 委託者が、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき 3. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間 4. 対象指数構成銘柄の変更実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間 <u>5.</u> 対象指数構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の翌営業日までの間 <u>6.</u> 対象指数構成銘柄の売買停止日 <u>7.</u> この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 <u>8.</u> 前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p>

<p>[交換請求] 第49条 (省略) ②～④ (省略) ⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として次の各号の期日および期間については、受益権の交換請求に応じないことがあります。その場合は、PCFを提示しません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第39条に定める計算期間終了日の前営業日(ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間)</li> <li>委託者が、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li> <li>対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間</li> <li>対象指数構成銘柄の変更実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間</li> </ol> <p>(削除)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>対象指数構成銘柄の売買停止日</li> <li>この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</li> <li>前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li> </ol> <p>(以下、省略)</p>	<p>(以下、省略)</p> <p>[交換請求] 第49条 (省略) ②～④ (省略) ⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として次の各号の期日および期間については、受益権の交換請求に応じないことがあります。その場合は、PCFを提示しません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第39条に定める計算期間終了日の前営業日(ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間)</li> <li>委託者が、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li> <li>対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間</li> <li>対象指数構成銘柄の変更実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間</li> <li>対象指数構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の翌営業日までの間</li> <li>対象指数構成銘柄の売買停止日</li> <li>この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</li> <li>前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li> </ol> <p>(以下、省略)</p>
--	--

追加型証券投資信託 「iシェアーズ・コア Jリート ETF」

新	旧
<p>運用の基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>基本方針 この投資信託は、主として<u>東証REIT指数(配当込み)</u>(以下「対象指数」といいます。)に採用されている銘柄の不動産投資信託証券に投資することにより、基準価額が<u>対象指数</u>の動きと高位に連動することを目指します。</li> <li>運用方法 (2)投資態度</li> </ol> <p>① (省略)</p>	<p>運用の基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>基本方針 この投資信託は、主として<u>東証REIT指数</u>(以下「対象指数」といいます。)に採用されている銘柄の不動産投資信託証券に投資することにより、基準価額が<u>同指数</u>の動きと高位に連動することを目指します。</li> <li>運用方法 (2)投資態度</li> </ol> <p>① (省略)</p>



<p>② 次の場合には、組入銘柄の調整を行なう場合があります。  <u>ます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象指数採用銘柄の変更または資本異動等、採用銘柄の<u>指数採用口数</u>の修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合</li> <li>・対象指数の計算方法が変更された場合</li> <li>・この投資信託における追加信託、交換が行なわれた場合</li> <li>・その他、委託者が、当該運用方針に沿った運用を達成するために必要と認めた場合</li> </ul> <p>なお、調整の過程で余裕資金が発生した場合には、不動産投資信託証券に投資するまでの間、コール・ローンなどによって運用する場合があります。</p> <p>③～⑤ (省略)</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① (省略)</p> <p>② 委託者が投資することを指図する投資信託証券は、<u>金融商品取引所に上場している銘柄</u> (上場予定を含みます。) のうち、対象指数に採用されている不動産投資信託証券および採用が決定された不動産投資信託証券とします。なお、対象指数から除外された不動産投資信託証券は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該不動産投資信託証券の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。</p> <p>③ (省略)</p>	<p>② 次の場合には、組入銘柄の調整を行ないます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象指数採用銘柄の変更または資本異動等、採用銘柄の<u>指数構成比率</u>の修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合</li> <li>・対象指数の計算方法が変更された場合</li> <li>・この投資信託における追加信託、交換が行なわれた場合</li> <li>・その他、委託者が、当該運用方針に沿った運用を達成するために必要と認めた場合</li> </ul> <p>なお、調整の過程で余裕資金が発生した場合には、不動産投資信託証券に投資するまでの間、コール・ローンなどによって運用する場合があります。</p> <p>③～⑤ (省略)</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① (省略)</p> <p>② 委託者が投資することを指図する投資信託証券は、<u>金融商品取引所に上場している</u> (上場予定を含みます。) <u>されている銘柄</u>のうち、対象指数に採用されている不動産投資信託証券および採用が決定された不動産投資信託証券とします。なお、対象指数から除外された不動産投資信託証券は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該不動産投資信託証券の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。</p> <p>③ (省略)</p>
<p>[当初の受益者]</p> <p>第8条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、第17条第1項に規定する指定参加者および指定参加者が指定するこの信託の受益権の取得申込を行なう者とし、第9条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関 (金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。) の業務方法書に定めるところにより、第16条に定める取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じるポートフォリオ・コンポジション・ファイル (1 クリエーション・ユニット (当該追加投資信託に係る委託者が指定する一定口数をさします。以下同じ。)) 相当の口数を取得するために必要な、<u>東証REIT指数 (配当込み)</u> (以下「<u>対象指数</u>」) といいますが、) を構成する各銘柄の有価証券として委託者が指定するものに相当する有価証券および金銭。以下総称して「PCF」といいます。) の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算</p>	<p>[当初の受益者]</p> <p>第8条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、第17条第1項に規定する指定参加者および指定参加者が指定するこの信託の受益権の取得申込を行なう者とし、第9条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関 (金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。) の業務方法書に定めるところにより、第16条に定める取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じるポートフォリオ・コンポジション・ファイル (1 クリエーション・ユニット (当該追加投資信託に係る委託者が指定する一定口数をさします。以下同じ。)) 相当の口数を取得するために必要な、<u>対象指数</u>を構成する各銘柄の有価証券として委託者が指定するものに相当する有価証券および金銭。以下総称して「PCF」といいます。) の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の</p>

<p>機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</p>	<p>追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</p>
<p>[当初受益権の価額] 第10条 当初信託設定時に発行される受益権の価額は、1口につき信託契約締結の前営業日の東証REIT指数の終値に1円を乗じた金額の1円未満を四捨五入した額とします。</p>	<p>[当初受益権の価額] 第10条 当初信託設定時に発行される受益権の価額は、1口につき信託契約締結の前営業日の東証REIT指数（以下「対象指数」といいます。）の終値に1円を乗じた金額の1円未満を四捨五入した額とします。</p>
<p>[受益権の設定に係る受託者の通知] 第16条 受託者は、信託契約締結時に係るPCFについて、受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行なわれた旨を通知するものとします。 ② (省略)</p>	<p>[受益権の設定に係る受託者の通知] 第16条 受託者は、信託契約締結時に係るPCFについて、受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行なわれた旨の通知するものとします。 ② (省略)</p>
<p>[受益権の申込単位および申込価額] 第17条 (省略) ②～⑥ (省略) ⑦ 第5項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。この場合は、PCFを提示しません。 1. 第37条に定める計算期間終了日の前営業日（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間） 2. 委託者が、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき 3. 対象指数構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間 4. 対象指数構成銘柄の変更実施日および指数構成比率の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間 (削除) 5. 対象指数構成銘柄の売買停止日 6. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 7. 前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき (以下、省略)</p>	<p>[受益権の申込単位および申込価額] 第17条 (省略) ②～⑥ (省略) ⑦ 第5項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。この場合は、PCFを提示しません。 1. 第37条に定める計算期間終了日の前営業日（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間） 2. 委託者が、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき 3. 対象指数構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間 4. 対象指数構成銘柄の変更実施日および指数構成比率の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間 5. 対象指数構成銘柄の併合、分割等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該併合、分割等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の翌営業日までの間 6. 対象指数構成銘柄の売買停止日 7. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 8. 前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき (以下、省略)</p>
<p>[交換請求] 第47条 (省略)</p>	<p>[交換請求] 第47条 (省略)</p>

<p>②～④ (省略)</p> <p>⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として次の各号の期日および期間については、受益権の交換請求に応じないことがあります。その場合は、PCFを提示しません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第37条に定める計算期間終了日の前営業日(ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間)</li> <li>2. 委託者が、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li> <li>3. 対象指数構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間</li> <li>4. 対象指数構成銘柄の変更実施日および指数構成比率の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間</li> </ol> <p>(削除)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5. 対象指数構成銘柄の売買停止日</li> <li>6. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</li> <li>7. 前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li> </ol> <p>(以下、省略)</p>	<p>②～④ (省略)</p> <p>⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として次の各号の期日および期間については、受益権の交換請求に応じないことがあります。その場合は、PCFを提示しません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第37条に定める計算期間終了日の前営業日(ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間)</li> <li>2. 委託者が、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li> <li>3. 対象指数構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間</li> <li>4. 対象指数構成銘柄の変更実施日および指数構成比率の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間</li> <li>5. <u>対象指数構成銘柄の併合、分割等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該併合、分割等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の翌営業日までの間</u></li> <li>6. 対象指数構成銘柄の売買停止日</li> <li>7. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</li> <li>8. 前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li> </ol> <p>(以下、省略)</p>
---	--

追加型証券投資信託 「i シェアーズ MSCI 日本株最小分散 ETF」

新	旧
<p>－ 運用の基本方針 －</p>	<p>－ 運用の基本方針 －</p>
<p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、主として <u>MSCI 日本株最小分散指数(配当込み)</u> (以下「対象指数」といいます。) に採用されている銘柄の株式に投資することにより、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指します。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、主として <u>MSCI 日本株最小分散インデックス</u> (以下「対象指数」といいます。) に採用されている銘柄の株式に投資することにより、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指します。</p>
<p>2. 運用方法</p> <p>(2) 投資態度</p>	<p>2. 運用方法</p> <p>(2) 投資態度</p>
<p>① (省略)</p> <p>② 次の場合には、組入銘柄の調整を行なう場合があります。</p>	<p>① (省略)</p> <p>② 次の場合には、組入銘柄の調整を行ないます。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>対象指数採用銘柄に変更または採用銘柄の<u>指数採用株数</u>の修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合</li> <li>対象指数の計算方法が変更された場合</li> <li>この投資信託における追加信託、交換が行なわれた場合</li> <li>その他、委託者が、当該運用方針に沿った運用を達成するために必要と認めた場合</li> </ul> <p>なお、調整の過程で余裕資金が発生した場合には、株式に投資するまでの間、コール・ローンなどによって運用する場合があります。</p> <p>③、④（省略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象指数採用銘柄に変更または採用銘柄の<u>指数構成比率</u>の修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合</li> <li>対象指数の計算方法が変更された場合</li> <li>この投資信託における追加信託、交換が行なわれた場合</li> <li>その他、委託者が、当該運用方針に沿った運用を達成するために必要と認めた場合</li> </ul> <p>なお、調整の過程で余裕資金が発生した場合には、株式に投資するまでの間、コール・ローンなどによって運用する場合があります。</p> <p>③、④（省略）</p>
<p>[当初の受益者]</p> <p>第8条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、第17条第1項に規定する指定参加者および指定参加者が指定するこの信託の受益権の取得申込を行なう者とし、第9条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第16条に定める取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じるポートフォリオ・コンポジション・ファイル（1クリエイション・ユニット（当該追加投資信託に係る委託者が指定する一定口数をさします。以下同じ。）相当の口数を取得するために必要な、<u>MSCI日本株最小分散指数（配当込み）</u>（以下「<u>対象指数</u>」<u>といいます。</u>）を構成する各銘柄の株式として委託者が指定するものに相当する株式および金銭。以下総称して「PCF」といいます。）の委託者への受渡または支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</p>	<p>[当初の受益者]</p> <p>第8条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、第17条第1項に規定する指定参加者および指定参加者が指定するこの信託の受益権の取得申込を行なう者とし、第9条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第16条に定める取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じるポートフォリオ・コンポジション・ファイル（1クリエイション・ユニット（当該追加投資信託に係る委託者が指定する一定口数をさします。以下同じ。）相当の口数を取得するために必要な、<u>対象指数</u>を構成する各銘柄の株式として委託者が指定するものに相当する株式および金銭。以下総称して「PCF」といいます。）の委託者への受渡または支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</p>
<p>[当初受益権の価額]</p> <p>第10条 当初信託設定時に発行される受益権の価額は、1口につき信託契約締結の前営業日のMSCI日本株最小分散インデックスの終値に1円を乗じた金額の1円未満を四捨五入した額とします。</p>	<p>[当初受益権の価額]</p> <p>第10条 当初信託設定時に発行される受益権の価額は、1口につき信託契約締結の前営業日のMSCI日本株最小分散インデックス（以下「<u>対象指数</u>」<u>といいます。</u>）の終値に1円を乗じた金額の1円未満を四捨五入した額とします。</p>
<p>[受益権の設定に係る受託者の通知]</p> <p>第16条 受託者は、信託契約締結時に係るPCFについて、受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行なわれた旨を通知するものとします。</p> <p>②（省略）</p>	<p>[受益権の設定に係る受託者の通知]</p> <p>第16条 受託者は、信託契約締結時に係るPCFについて、受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行なわれた旨の通知するものとします。</p> <p>②（省略）</p>

<p>[受益権の申込単位および申込価額]</p> <p>第17条 (省略)</p> <p>②～⑥ (省略)</p> <p>⑦ 第5項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。この場合は、PCFを提示しません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第39条に定める計算期間終了日の前営業日(ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間)</li> <li>2. 委託者が、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li> <li>3. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間</li> <li>4. 対象指数構成銘柄の変更実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間</li> </ol> <p>(削除)</p> <p>5. 対象指数構成銘柄の売買停止日</p> <p>6. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>7. 前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>[受益権の申込単位および申込価額]</p> <p>第17条 (省略)</p> <p>②～⑥ (省略)</p> <p>⑦ 第5項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。この場合は、PCFを提示しません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第39条に定める計算期間終了日の前営業日(ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間)</li> <li>2. 委託者が、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li> <li>3. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間</li> <li>4. 対象指数構成銘柄の変更実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間</li> <li>5. <u>対象指数構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の翌営業日までの間</u></li> <li>6. 対象指数構成銘柄の売買停止日</li> <li>7. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</li> <li>8. 前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li> </ol> <p>(以下、省略)</p>
<p>[交換請求]</p> <p>第49条 (省略)</p> <p>②～④ (省略)</p> <p>⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として次の各号の期日および期間については、受益権の交換請求に応じないことがあります。その場合は、PCFを提示しません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第39条に定める計算期間終了日の前営業日(ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間)</li> <li>2. 委託者が、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li> <li>3. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落</li> </ol>	<p>[交換請求]</p> <p>第49条 (省略)</p> <p>②～④ (省略)</p> <p>⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として次の各号の期日および期間については、受益権の交換請求に応じないことがあります。その場合は、PCFを提示しません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第39条に定める計算期間終了日の前営業日(ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間)</li> <li>2. 委託者が、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li> <li>3. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落</li> </ol>

<p>日の各々前営業日から翌営業日までの間</p> <p>4. 対象指数構成銘柄の変更実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間 (削除)</p> <p>5. 対象指数構成銘柄の売買停止日</p> <p>6. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>7. 前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき (以下、省略)</p>	<p>日の各々前営業日から翌営業日までの間</p> <p>4. 対象指数構成銘柄の変更実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間</p> <p>5. 対象指数構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の翌営業日までの間</p> <p>6. 対象指数構成銘柄の売買停止日</p> <p>7. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>8. 前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき (以下、省略)</p>
--	--

追加型証券投資信託 「i シェアーズ MSCI ジャパン高配当利回り ETF」

新	旧
<p>－ 運用の基本方針 －</p> <p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、主として <u>MSCI ジャパン高配当利回り指数 (配当込み)</u> (以下「対象指数」といいます。) に採用されている銘柄の株式に投資することにより、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指します。</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① (省略)</p> <p>② 次の場合には、組入銘柄の調整を行なう場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象指数採用銘柄に変更または採用銘柄の<u>指数採用株数</u>の修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合</li> <li>・対象指数の計算方法が変更された場合</li> <li>・この投資信託における追加信託、交換が行なわれた場合</li> <li>・その他、委託者が、当該運用方針に沿った運用を達成するために必要と認めた場合</li> </ul> <p>なお、調整の過程で余裕資金が発生した場合には、株式に投資するまでの間、コール・ローンなどによって運用する場合があります。</p> <p>③、④ (省略)</p>	<p>－ 運用の基本方針 －</p> <p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、主として <u>MSCI ジャパン高配当利回りインデックス</u> (以下「対象指数」といいます。) に採用されている銘柄の株式に投資することにより、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指します。</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① (省略)</p> <p>② 次の場合には、組入銘柄の調整を行ないます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象指数採用銘柄に変更または採用銘柄の<u>指数構成比率</u>の修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合</li> <li>・対象指数の計算方法が変更された場合</li> <li>・この投資信託における追加信託、交換が行なわれた場合</li> <li>・その他、委託者が、当該運用方針に沿った運用を達成するために必要と認めた場合</li> </ul> <p>なお、調整の過程で余裕資金が発生した場合には、株式に投資するまでの間、コール・ローンなどによって運用する場合があります。</p> <p>③、④ (省略)</p>
<p>[当初の受益者]</p> <p>第8条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受</p>	<p>[当初の受益者]</p> <p>第8条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受</p>

<p>益者は、第17条第1項に規定する指定参加者および指定参加者が指定するこの信託の受益権の取得申込を行なう者とし、第9条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第16条に定める取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じるポートフォリオ・コンポジション・ファイル（1クリエイション・ユニット（当該追加投資信託に係る委託者が指定する一定口数をさします。以下同じ。）相当の口数を取得するために必要な、<u>MSCIジャパン高配当利回り指数（配当込み）</u>（以下「<u>対象指数</u>」といいます。）を構成する各銘柄の株式として委託者が指定するものに相当する株式および金銭。以下総称して「PCF」といいます。）の委託者への受渡または支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</p>	<p>益者は、第17条第1項に規定する指定参加者および指定参加者が指定するこの信託の受益権の取得申込を行なう者とし、第9条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第16条に定める取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じるポートフォリオ・コンポジション・ファイル（1クリエイション・ユニット（当該追加投資信託に係る委託者が指定する一定口数をさします。以下同じ。）相当の口数を取得するために必要な、<u>対象指数</u>を構成する各銘柄の株式として委託者が指定するものに相当する株式および金銭。以下総称して「PCF」といいます。）の委託者への受渡または支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</p>
<p>[当初受益権の価額] 第10条 当初信託設定時に発行される受益権の価額は、1口につき信託契約締結の前営業日のMSCIジャパン高配当利回りインデックスの終値に1円を乗じた金額の1円未満を四捨五入した額とします。</p>	<p>[当初受益権の価額] 第10条 当初信託設定時に発行される受益権の価額は、1口につき信託契約締結の前営業日のMSCIジャパン高配当利回りインデックス（以下「<u>対象指数</u>」といいます。）の終値に1円を乗じた金額の1円未満を四捨五入した額とします。</p>
<p>[受益権の設定に係る受託者の通知] 第16条 受託者は、信託契約締結時に係るPCFについて、受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行なわれた旨を通知するものとします。 ②（省略）</p>	<p>[受益権の設定に係る受託者の通知] 第16条 受託者は、信託契約締結時に係るPCFについて、受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行なわれた旨を通知するものとします。 ②（省略）</p>
<p>[受益権の申込単位および申込価額] 第17条 （省略） ②～⑥ （省略） ⑦ 第5項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。この場合は、PCFを提示しません。 1. 第39条に定める計算期間終了日の前営業日（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間） 2. 委託者が、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるや</p>	<p>[受益権の申込単位および申込価額] 第17条 （省略） ②～⑥ （省略） ⑦ 第5項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。この場合は、PCFを提示しません。 1. 第39条に定める計算期間終了日の前営業日（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間） 2. 委託者が、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるや</p>

<p>むを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>3. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間</p> <p>4. 対象指数構成銘柄の変更実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間</p> <p>(削除)</p> <p>5. 対象指数構成銘柄の売買停止日</p> <p>6. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>7. 前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>むを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>3. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間</p> <p>4. 対象指数構成銘柄の変更実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間</p> <p>5. <u>対象指数構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の翌営業日までの間</u></p> <p>6. 対象指数構成銘柄の売買停止日</p> <p>7. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>8. 前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>(以下、省略)</p>
<p>[交換請求]</p> <p>第49条 (省略)</p> <p>②～④ (省略)</p> <p>⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として次の各号の期日および期間については、受益権の交換請求に応じないことがあります。その場合は、PCFを提示しません。</p> <p>1. 第39条に定める計算期間終了日の前営業日(ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間)</p> <p>2. 委託者が、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>3. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間</p> <p>4. 対象指数構成銘柄の変更実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間</p> <p>(削除)</p> <p>5. 対象指数構成銘柄の売買停止日</p> <p>6. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>7. 前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない</p>	<p>[交換請求]</p> <p>第49条 (省略)</p> <p>②～④ (省略)</p> <p>⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として次の各号の期日および期間については、受益権の交換請求に応じないことがあります。その場合は、PCFを提示しません。</p> <p>1. 第39条に定める計算期間終了日の前営業日(ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間)</p> <p>2. 委託者が、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>3. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間</p> <p>4. 対象指数構成銘柄の変更実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間</p> <p>5. <u>対象指数構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の翌営業日までの間</u></p> <p>6. 対象指数構成銘柄の売買停止日</p> <p>7. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>8. 前各号のほか、委託者が当該投資信託の運</p>



事情が生じたものと認めたとき (以下、省略)	営に支障を来すおそれのあるやむを得ない 事情が生じたものと認めたとき (以下、省略)
---------------------------	--

追加型証券投資信託 「i シェアーズ JPX/S&P 設備・人材投資 ETF」

新	旧
ー 運用の基本方針 ー  (省略)	ー 運用の基本方針 ー  (省略)
1. 基本方針  この投資信託は、主として <u>JPX/S&amp;P 設備・人材投資指数(トータルリターン)</u> (以下「対象指数」といいます。) に採用されている銘柄の株式に投資することにより、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指します。	1. 基本方針  この投資信託は、主として <u>JPX/S&amp;P 設備・人材投資指数</u> (以下「対象指数」といいます。) に採用されている銘柄の株式に投資することにより、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指します。
2. 運用方法 (1) 投資対象 (省略)	2. 運用方法 (1) 投資対象 (省略)
(2) 投資態度 ① (省略)	(2) 投資態度 ① (省略)
② 次の場合には、組入銘柄の調整を行なう場合があります。 ・対象指数採用銘柄に変更または採用銘柄の <u>指数採用株数</u> の修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合 ・対象指数の計算方法が変更された場合 ・この投資信託における追加信託、交換が行なわれた場合 ・その他、委託者が、当該運用方針に沿った運用を達成するために必要と認めた場合 なお、調整の過程で余裕資金が発生した場合には、株式に投資するまでの間、コール・ローンなどによって運用する場合があります。	② 次の場合には、組入銘柄の調整を行ないません。 ・対象指数採用銘柄に変更または採用銘柄の <u>指数構成比率</u> の修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合 ・対象指数の計算方法が変更された場合 ・この投資信託における追加信託、交換が行なわれた場合 ・その他、委託者が、当該運用方針に沿った運用を達成するために必要と認めた場合 なお、調整の過程で余裕資金が発生した場合には、株式に投資するまでの間、コール・ローンなどによって運用する場合があります。
(以下、省略)	(以下、省略)
[当初の受益者] 第8条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、第17条第1項に規定する指定参加者および指定参加者が指定するこの信託の受益権の取得申込を行なう者とし、第9条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書	[当初の受益者] 第8条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、第17条第1項に規定する指定参加者および指定参加者が指定するこの信託の受益権の取得申込を行なう者とし、第9条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書

<p>に定めるところにより、第16条に定める取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じるポートフォリオ・コンポジション・ファイル（1クリエイション・ユニット（当該追加投資信託に係る委託者が指定する一定口数をさします。以下同じ。）相当の口数を取得するために必要な、<u>JPX/S&amp;P設備・人材投資指数（トータルリターン）</u>（以下、「<u>対象指数</u>」といいます。）を構成する各銘柄の株式として委託者が指定するものに相当する株式および金銭。以下総称して「PCF」といいます。）の委託者への受渡または支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</p>	<p>に定めるところにより、第16条に定める取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じるポートフォリオ・コンポジション・ファイル（1クリエイション・ユニット（当該追加投資信託に係る委託者が指定する一定口数をさします。以下同じ。）相当の口数を取得するために必要な、<u>対象指数</u>を構成する各銘柄の株式として委託者が指定するものに相当する株式および金銭。以下総称して「PCF」といいます。）の委託者への受渡または支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</p>
<p>[当初受益権の価額] 第10条 当初信託設定時に発行される受益権の価額は、1口につき信託契約締結の前営業日のJPX/S&amp;P設備・人材投資指数の終値に1円を乗じた金額の1円未満を四捨五入した額とします。</p>	<p>[当初受益権の価額] 第10条 当初信託設定時に発行される受益権の価額は、1口につき信託契約締結の前営業日のJPX/S&amp;P設備・人材投資指数（以下「<u>対象指数</u>」といいます。）の終値に1円を乗じた金額の1円未満を四捨五入した額とします。</p>
<p>[受益権の設定に係る受託者の通知] 第16条 受託者は、信託契約締結時に係るPCFについて、受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行なわれた旨を通知するものとします。 ② (省略)</p>	<p>[受益権の設定に係る受託者の通知] 第16条 受託者は、信託契約締結時に係るPCFについて、受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行なわれた旨を通知するものとします。 ② (省略)</p>
<p>[受益権の申込単位および申込価額] 第17条 (省略) ②～⑥ (省略) ⑦ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。この場合は、PCFを提示しません。 1. 第37条に定める計算期間終了日の前営業日（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間） 2. 委託者が、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき 3. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間 4. 対象指数構成銘柄の変更実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業</p>	<p>[受益権の申込単位および申込価額] 第17条 (省略) ②～⑥ (省略) ⑦ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。この場合は、PCFを提示しません。 1. 第37条に定める計算期間終了日の前営業日（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間） 2. 委託者が、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき 3. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間 4. 対象指数構成銘柄の変更実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業</p>

<p>業日までの間 (削除)</p> <p>5. 対象指数構成銘柄の売買停止日</p> <p>6. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>7. 前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>業日までの間</p> <p>5. <u>対象指数構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の翌営業日まで</u>の間</p> <p>6. 対象指数構成銘柄の売買停止日</p> <p>7. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>8. 前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>(以下、省略)</p>
<p>[交換請求]</p> <p>第47条 (省略)</p> <p>②～④ (省略)</p> <p>⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として次の各号の期日および期間については、受益権の交換請求に応じないことがあります。その場合は、PCFを提示しません。</p> <p>1. 第37条に定める計算期間終了日の前営業日(ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間)</p> <p>2. 委託者が、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>3. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間</p> <p>4. 対象指数構成銘柄の変更実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間 (削除)</p> <p>5. 対象指数構成銘柄の売買停止日</p> <p>6. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>7. 前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>[交換請求]</p> <p>第47条 (省略)</p> <p>②～④ (省略)</p> <p>⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として次の各号の期日および期間については、受益権の交換請求に応じないことがあります。その場合は、PCFを提示しません。</p> <p>1. 第37条に定める計算期間終了日の前営業日(ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間)</p> <p>2. 委託者が、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>3. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間</p> <p>4. 対象指数構成銘柄の変更実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間</p> <p>5. <u>対象指数構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の翌営業日まで</u>の間</p> <p>6. 対象指数構成銘柄の売買停止日</p> <p>7. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>8. 前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>(以下、省略)</p>

以上